

## 時限再販期間の一部変更について

2001年11月12日

株式会社ソニー・ミュージックディストリビューション(本社:東京都千代田区、代表取締役十二村幹男)は、同社が受託販売する一部のオーディオ・ソフトにつきまして、特約店との契約における再販売価格維持(小売定価維持)適用期間(いわゆる時限再販期間)を、下記の通り変更することいたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更内容

2000年8月23日以降に発売された邦楽アルバムについては、再販期間を6ヶ月とする措置を講じましたが、それ以前に発売された商品については変更をしておりませんので、現在再販期間については、次の2種類が存在しております。

- ◆ 2000年8月22日以前に発売された邦楽アルバムで 再販期間を発売後2年間とする商品(以下これをA商品という)
- ◆ 2000年8月23日以降に発売された邦楽アルバムで再販期間を発売後6ヶ月間とする商品(以下これをB商品という)

新制度になって6ヶ月以上を経過し、後から発売されたB商品が続々と再販切れ商品となる一方、A商品は未だ再販期間が残存しているという逆転が生じておりますので、制度を簡便なものにするため、今回、再販期間の残存期間がどれだけあるかに拘わらず、A商品について、来る2001年11月14日をもって、2年間の経過を待たずに再販期間を終了と致します。

これにより、再販切れ商品のタイトル数が増加し、販売店におけるプライスオフセール実施時の実績が上がることで旧譜売上の拡大につながるものと思われれます。

#### 2. 対象タイトル数…312タイトル

#### 3. 該当発売会社

- ★株式会社ソニー・ミュージックジャパンインターナショナル
- ★株式会社ソニー・ミュージックレコーズ
- ★株式会社EPICレコードジャパン
- ★株式会社キューンレコード
- ★株式会社ソニー・ミュージックアソシエイテッドレコーズ
- ★株式会社デフスターレコーズ
- ★株式会社ソニー・ミュージックディストリビューション
- 株式会社アンティノスレコード

- ※株式会社ヴィレッジレコード
- ※株式会社V2レコーズ・ジャパン
- ※株式会社SMEビジュアルワークス

★印の発売会社については、2001年10月1日の分社化以前の株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントから発売されたものを含みます。

※印の発売会社については、洋楽アルバム、シングル盤も同様に対象となります。

以上

◆本件に関するお問い合わせ先

株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント 広報チーム